

出来事（2017年7月）

1. 食品添加物の新規指定

7月の新規指定はありません。

国際調和のアルミニウム含有食品添加物4品目についての状況は変わっていません。

- ・アルミノケイ酸ナトリウム（固結防止剤）
- ・ケイ酸アルミニウムカルシウム（固結防止剤）
- ・酸性リン酸アルミニウムナトリウム（膨張剤）
- ・カルミン（着色剤）

2. 規格基準の改正

アルミニウムの摂取量の低減化のために、硫酸アルミニウムカリウム（カリ明礬）及び硫酸アルミニウムアンモニウム（アンモニウム明礬）のパン及び菓子類への使用量を0.1g/kg以下に制限するための使用基準の改正が食品安全委員会で検討されています。

7月5日の添加物専門調査会でも継続審議とされました。

3. 第9版添加物公定書

「第9版に記載されない既存添加物である152品目」に該当する品目を有する複数の企業関係者から、「案を提出したが、・・・」というような情報が、当事務所に寄せられました。

4. 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部の廃止

生活衛生・食品安全部が廃止され、医薬・生活衛生局に一元化されました。

企画情報課 ⇒ 生活衛生・食品安全企画課

基準審査課 ⇒ 食品基準審査課

監視安全課 ⇒ 食品監視安全課

5. 遺伝子組換え食品添加物

安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（27品目）（2017年6月6日現在）

安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（73品目）（2016年6月7日現在）

安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物（8品目）（2017年7月20日現在）

リパーゼ（ノボザイム）、ホスホリパーゼ（DSM）、キモシン（野澤組）、L-グルタミン酸ナトリウム（味の素）、L-アラニン（武蔵野化学）、L-アルギニン（味の素）、リボフラビン（DSM）、酸性ホスファターゼ（オリエンタル酵母）

*企業名は、報告書作成者による簡略名です。

6. 機能性表示食品の届出

消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されている1,030品目を、消費者庁の区分に従って集計すると以下のようになります。

	サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計
2015年度	145品目	162品目	3品目	310品目
2016年度	271品目	344品目	5品目	620品目
2017年度	53品目	47品目		100品目

1,030品目

<https://www.fld.caa.go.jp/caaks/cssc01/>

7. 原料原産地表示

加工食品の原料原産地表示制度について、「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」について、パブコメも完了し、消費者委員会で審議されています（7月12日、第42回食品表示部会）。

8. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷が制限されている（7月24日現在）。
- ② 新たな出荷制限の指示はありません。（7月28日現在）

9. グルタミン酸およびグルタミン酸の塩類の安全性の再評価

EFSAは、グルタミン酸およびグルタミン酸の塩類の安全性の再評価を実施し、6月21日、「SCIENTIFIC OPINION」に掲載しました。グルタミン酸およびグルタミン酸の塩類のグループADIを、30mg/kg bw/dayとし、多く摂取するヒトは超えている可能性があり、中程度摂取する幼児や子どもでも超過していると指摘しています。

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/170712>

尚、厚労省の「食品添加物の生産量統計調査を基にした摂取量の推定に関する研究」（第10回最終報告、平成26年3月）では、グルタミン酸ナトリウムの摂取量は、一日当たり2315mg/日とのことですので、体重50kgとすると46mg/kg bw/dayとなり、ADIの1.5倍に達します。

10. おもちゃからのアルミニウムの暴露

EUの健康・環境・新興リスクに関する科学委員会（SCHEER）は、アルミニウムのTDIの10%をおもちゃに割り当て、0.3mg/kg bw/dayを推奨するとし、アルミニウムの暴露量が食事由来で既にJECFAのPTWI（暫定耐容週間摂取量）を超過している可能性を考慮し、おもちゃからの暴露量を最小限にすべきであるとしています。

9月10日までのパブコメが実施されているとのこと

https://ec.europa.eu/health/scientific_committees/consultations/public_consultations/scheer_consultation_04_en

11. コーヒー摂取が全要因からの死亡リスクを減少

EU10か国の50万人以上のデータをIARCの研究者らが、コーヒーの摂取と交絡する喫煙、飲酒等の要因を取り除いて解析したところと、全要因からの死亡リスクが減少することが判明したとのことです。https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-07/icl-dcr070717.php
この研究報告には、さまざまな意見が出ているようです。

12.植物ステロール、アスタキサンチンに関するパブコメ

英国FSAは、植物ステロールとアスタキサンチン（*Haematococcus pluvialis* 由来）の新規食品申請に関して、7月17日までのパブコメを実施するとのことです。

<https://www.food.gov.uk/committee/acnfp/news-updates/news/2017/16332/views-wanted-on-the-draft-opinions-for-two-novel-food-applications-by-17-july-2017>

13. キサンタンガム（E415）の再評価

EFSAは、キサンタンガム（E415）を再評価し、ADIは必要なく、一般人に安全上の懸念はなく、乳幼児にも懸念はないが、生後12週間以下の乳児には、この再評価は適用できないとのことです。（7月14日EFSA Journal）

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4909>

14. タラガム（E417）の再評価（EFSA）

EFSAは、タラガム（E417）を再評価し、ADIは必要なく、一般人に安全上の懸念はないとのことです。（6月28日EFSA Journal）

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4863>

15. 主流小売店で販売された紅麴サプリメントの濃度のバラツキ

28のブランドのモナコリンK含量を調べたところ、検出されない（2品）か、0.09～5.48/1200mgであったとのことです。FDAの製造基準の強化（cGMP）にもかかわらず、米国の市販品の紅麴の濃度や組成は相変わらず予測不能とのことです。

<http://journals.sagepub.com/doi/pdf/10.1177/2047487317715714>

16. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社ユニオン及び株式会社南九が米国から輸入した「生鮮セロリ」の命令検査で、ビフェントリンが、一律基準を超え0.03～0.14ppm検出され、廃棄、積み戻し等が指示されました。

*ビフェントリン：ピレスロイド系殺虫剤

- ・阪和興業株式会社がインドから輸入した「冷凍養殖エビ」の命令検査で、フラゾリドン0.001ppm検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。

*フラゾリドン：フラン系合成抗菌剤

（作成：2017年7月31日）